

松戸市安全で快適なまちづくり条例の一部を改正する条例（案）についての  
パブリックコメント（意見募集）手続の実施結果

松戸市安全で快適なまちづくり条例の改正にあたり、市民の皆様にご意見の募集をした  
ところ、下記のとおりご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたので、お知らせし  
ます。

○パブリックコメント手続の実施結果の概要

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 意見募集期間   | 平成 29 年 10 月 1 日（日）～平成 29 年 10 月 31 日（火） |
| 2 | 意見提出者数   | 4 名                                      |
| 3 | 意見総件数    | 20 項目                                    |
| 4 | 意見取り下げ   | 0 項目                                     |
| 5 | 回答数      | 20 項目                                    |
| 6 | 意見内容及び回答 | 下記のとおり                                   |

No	頁	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
1	規制対象となる客引き行為	迷惑行為の基準をどう設定するのか	客引き行為等の規制対象となる業種は、居酒屋やカラオケ、風俗店等であり、規制対象行為は定義を設けて明確にします。今後、頂いた意見を参考に、周知をします。	無
2		対象の店舗の基準の線引きは可能な のか。どのように線引きをするのか		無
3		どのような行為が迷惑行為に当たる のか、基準を明確にしておく必要が ある		無
4	契約とその支援	支援とはどんな支援を行うのか。	客引きしない旨を誓約した店舗 については、客引きしない宣言 店ステッカーの配布、市のホーム ページでの宣言店紹介等によ り、PRしていきます。 客引き行為等の防止には、上記 誓約を行い、これを誠実に履行 する店舗に対する支援と違反行 為に対する指導等の措置によ り、客引き行為等をしない環 境づくりを広く推進していくこ とが重要と考えています。	無
5		市と店舗が直接契約をするのか。		無
6		そもそも迷惑行為と取れる行為をや めるのは当然であり、支援は必要 ないのではないか。		無

7	勧告に従わない者への公表	公表はどんな形での公表になるのか。	違反者又は違反店舗の住所、氏名、違反行為の内容について、告示するとともに市の広報誌に掲載します。	無
8		公表によってどのような抑止力を期待するのか。	公表は、より長期的かつ広域的な影響が予想されることから、過料とは異なる抑止効果があるものと考えています。	無
9	情報の提供等	土地又は建物の所有者に対して情報を提供することができる、とあるが、所有者自体が悪質な場合も考えられるのではないか。	この規定は、違反行為等に係る情報を提供することで、市民等又は事業者が環境浄化等を推進する上での参考としてもらうことを目的としています。 よって、情報の提供に伴い、市民等又は事業者に対して、対応等を強制するものではなく、また、土地又は建物所有者の性質と、情報の提供の是非は関連しないとみなしています。	無
10	過料	50,000 円の過料が時々では抑止力にならないのではないか。	悪質な客引き行為等を無くすためには、市の施策や条例への理解と協力が不可欠であり、罰則を適用することだけでは、根本的な改善は図れないと考えています。 よって、過料の頻度ではなく、指導、勧告、過料、公表の措置を効果的に実施することにより、自発的な環境浄化を求めることを目指します。	無
11	その他	客引き行為が無くても、強面の黒服の男性が大勢で立っているだけで威圧感があるのは否めないのか、何らかの対策が必要だと考える。	客引き行為等が無い場合、ただ路上に立っているだけでは指導等の対象と見なすことは難しいと考えています。 しかし、通行の妨げとなる行為の防止及び規制対象となる客引	無

			き行為等の未然防止の観点から注意等を行いたいと考えています。	
1 2		まちづくり全体も絡めて一緒に考えていくべきではないか。	客引き行為等の防止を図りつつ、状況を見ながらまちづくりの観点から関係各課との連携等も検討していきます。	無
1 3		繁華街では、取り締まりの情報が相手側にあつという間に伝わって逃げられイタチごっこ聞かすが、条例で具体的な効力を発揮している先進市はあるのか。	厚木市や渋谷区などでは、粘り強く指導等を実施するなどし、大きな成果が出ていると聞いています。	無
1 4		客引き行為等禁止規制区域と重点推進地区の明確な区別をどのように条文にうたうのですか。同じ条例の中で規制をする区域の内容と名称が複数あることは、わかりにくくなりませんか。	客引き行為等禁止規制区域の範囲は、重点推進地区と同一とするものの、重点推進地区のうち、客引き行為等の規制強化が必要な地区に対して、客引き行為等禁止特定地区に指定します。規制対象の地区か否かについては、分かりやすく周知していきます。	無
1 5		今後も、相談や苦情が多い場所として、客引き行為等禁止規制区域は、増えるのでしょうか。客引き行為等禁止規制区域にする場合の手続きを明確にしなくてよいのでしょうか。やらせたくない特定の行為等について、客引き行為等に触れるという告発が行われた際の公正な判断をどのようにするのが見えません。	条例において、重点推進地区及び客引き行為等禁止特定地区の指定や変更、解除については、協議会の意見を聴いた上で、市長が実施するものと規定します。また、違反行為に対する指導等については、客引き行為等防止指導員の現認が前提となりますので、告発による指導等は行えませんが、告発等の内容を踏まえ、指導員による巡回等を実施していきます。	無
1 6		過料に該当する当事者が、未成年であった場合、千葉県青少年育成条	未成年の違反に対する指導や罰則の適用等については、慎重に	無

		<p>例等も適用されるのでしょうか。青少年育成の見地から、どのような配慮が考えられますか。</p>	<p>判断していくことが必要と考えています。</p> <p>なお、未成年者に客引き行為等をさせている使用者等への指導等についても、警察等と連携して実施していきます。</p>	
17		<p>ホームページの条例改正（案）の概要では、条例改正提案に至った経緯と改正の狙い（意図）が見えにくい印象があります。条例改正された場合には、経緯を丁寧に分かりやすく説明する必要について、どのように対応するのですか。9月定例会の一般質問での指摘を受けての条例改正のように発信している向きがありますので注意されたい。</p>	<p>これまでの市や警察の取組にも関わらず、駅前においては客引き行為等が散見され、通行人への声掛けやつきまとい行為に対する防止対策が求められています。</p> <p>また、近隣市においても、同様の条例が制定されるなど客引き行為等に対する状況が変わってきていることを受け、本市としても、さらなる客引き行為等の防止を図るため、罰則の強化や客引き行為等をさせない環境づくりの推進に関する規定の追加により、今までにも増して安全で安心なまちづくりを目的として、条例を改正します。</p>	無
18	<p>1 ページ (1)市内に住所を有する者</p>	<p>結局のところ客引きを取り締まるのは誰なのか。市の職員なのか。それとも警察なのか。または商店街の人間なのか。一般市民に客引きかどうかの判断はできるのだろうか。また、もし一般市民が取り締まるのであれば危険が伴わないだろうか。</p> <p>さらに、「相手方を特定せず不特定の者に対して行う呼び掛け」と称して条例に引っかからないように客引きを続ける業者が出てくるのではないだろうか。</p>	<p>取締りについては、基本的に市の客引き行為等防止指導員が実施します。ただし、指導については、市長が認めた者に対してその権限を付与することもできるものとします。</p> <p>指導権限の付与にあたっては、指導方法等に関する講習等を受講することを条件とします。</p> <p>また、指導員による巡回時には、現に客引き行為等をしている者だけでなく、これから当該行為をすることが類推される者に対</p>	

			しても積極的な声かけ等を実施して、未然防止を図っていくほか、条例で規制する客引き行為等に該当するかどうかの確認を工夫・徹底し、言い逃れを認めないよう取締りを実施します。	
19	3 ページ	「公表」や「過料」だけで客引きは減るのだろうか。松戸はどの駅も異常なほど風俗関連の店が多い。市民のためにも客引きをするそのような店は営業停止にまで追い込んで欲しいと思う。	風俗関係の営業については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）にて一定の規制が設けられていることから、当該法律に基づいた取締り等を所管する警察と連携して、悪質な客引き行為等の防止を図っていきます。	無
20	8 条(5)のつきまとい勧誘	結論を先に述べると、改訂は一切不要。つきまとい勧誘の禁止で十分対応可能と思われます。勧誘は営業上の有効な手段の一つです。「勧誘まちな行為」「客引き行為」「客待ち行為」には営業の自由を優先させるべきだと考えます。相手が嫌がっていれば、勿論、勧誘は即刻中止しなければなりません。これは現行の規定に明記されています。これで十分です。相手を特定せずに勧誘を続けても無駄です。効果は上がりません。駅前での慈善団体などの寄付のお願いの行為がよほど気分が悪いですよ。大勢で何回も何回も声をかけてきますよ。いやなものは無視すれば済むことです。道を聞くことも出来なくなります。教えたくなければ、教えなければ済みます。声をかけられる点でいえばすべて同じです。私は勧誘する人は必死だと思います。勧誘だけを差別するのはよくない。度が過	営業の自由は、経済的自由権のひとつですが、公共の福祉による制約を受けるものであり、他人への迷惑行為となる方法による客引き行為等への規制強化は、効果的かつ必要最小限度となるよう、検討しました。また、同様の客引き防止条例を制定している他市の条例等も参考にし、本市の現状に即した内容としました。	無

		ぎた行為のみを取り締まりの対象とすべきです。人間社会はいやなことがたくさんあります。もう少しおおらかでいたいと思います。		
--	--	--	--	--